

**「尼崎市高齢者生きがい就労事業」の委託に係る
企画提案競技募集要領**

1 趣旨

本業務は、高齢者のニーズに応じた多様な生きがい就労（介護予防・フレイル対策に資する就労的活動）を支援するとともに、活動につなげることができるよう、相談・マッチングを行うことにより、高齢者の社会参加の促進や生きがいの創出を目的とするものである。

また、本要領は、本業務に係る受託者を選定するためのプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

2 一般事項

(1) 名称

「尼崎市高齢者生きがい就労事業」に係る企画提案競技

(2) 主催者

尼崎市 福祉局 福祉部 高齢介護課

(3) 契約候補者選定方法

企画提案競技（プロポーザル）方式により企画提案書等を求め、本市が定める選定審査基準に基づき総合的に評価・審査し、契約候補者を選定する。

(4) 委託業務内容等

別紙「尼崎市高齢者生きがい就労事業委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

(5) 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、令和7年度の本業務に係る予算が市議会において承認されなかった場合はこの限りではない。また、本市が業務遂行について特段の支障がないと判断し、かつ、翌年度の関係予算が市議会において承認された場合に限り、引き続き令和9年度まで、単年度ごとに契約を締結する。

(6) 委託料の提案上限額

25,776千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(7) 支払い条件

年4回の前金払とし（1円未満の端数が生じたときは、その端数を第1回目支払分に合算する。）、支払日については契約締結時に設定する。

(8) 企画提案競技スケジュール

項目	日程
募集要領の公表	令和7年2月14日(金)
質問の受付	令和7年2月21日(金)・午後5時まで
質問の回答	令和7年2月27日(木)までに本市ホームページ上に掲載する。
企画提案書等応募書類受付 締切	令和7年3月4日(火)
企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	令和7年3月10日(月)
選定結果通知	令和7年3月21日(金)までに、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。

3 応募資格

次に掲げる(1)~(3)の要件について、すべて満たすこと。

(1) 次の事項に該当しない者

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当するもの、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第14号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- オ 法人税(個人企業にあつては所得税)、消費税、地方消費税及び本市の市税(尼崎市内に本店(本社)がある場合に限る)に未納がある者(地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けてい

る者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。) でないこと

- (2) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年尼崎市条例第 9 号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令及び仕様書等の定めを遵守すること。

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

5 企画提案書等応募書類（様式等）

必ず前日までに事前予約の上、令和 7 年 3 月 4 日（火）の午前 9 時から午後 5 時までに、尼崎市役所本庁舎北館 3 階の高齢介護課へ持参すること。なお、企画提案書等応募書類は次の通り。

- (1) 企画提案申込書（様式 1 号）
- (2) 企画提案書（任意様式）
 - ア 仕様書を踏まえ、事業の内容について詳細を記載すること。
 - イ 別紙 2 の「審査項目及び評価の視点」を参照し、各項目に対して、その運営方法等を明確に記載すること。
 - ウ 「審査項目及び評価の視点」の項目順に従って記載し、各記載内容(提案内容)が、どの項目に該当しているのかを明確にすること。
- (3) 業務実施体制（様式 2 号）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容等について記載すること。
- (4) 見積書（様式 3 号）

2(6)に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

なお、見積金額の内訳明細書（人件費、事務経費等）についても併せて提示すること（様式は問わない）。
- (5) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

直近 3 か月以内に発行したものに限る。なお、契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者に委任する場合、契約後に当該受任者にも提出を求める予定としている。
- (6) 法人の定款
- (7) 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書）直近 1 年分

- (8) 納税証明書（法人税及び消費税等について未納税額のない証明、尼崎市内に事業所を有する場合は市税納付状況証明書）
- (9) P（プライバシー）マーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料
P（プライバシー）マーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料を添付することができない場合は、誓約書（事前確認分）（様式4号）を添付すること。
- (10) 上記(1)～(9)についてそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出するものとする。
- (11) 辞退届（様式5号）
企画提案申込書等提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて速やかに「プロポーザル辞退届」を提出すること。

6 当該公募に関する質問の受付

- (1) 質問の受付期限
令和7年2月21日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法
本要領「11 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「尼崎市高齢者生きがい就労事業 プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、質問票（様式6号）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。
- (3) 回答
質問に対する回答は、質問者名等をふせて質問内容とともに、本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）で公表する。
- (4) 留意事項
審査基準等に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

7 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない（応募辞退の際も同様）。
- (2) 提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えは、原則認めない。ただし、本市が必要と認めた際は、この限りではない。
- (3) 選定された法人の企画提案書等応募書類は、公開の対象となることがある。
選定されなかった法人の企画提案書等応募書類は、法人名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (4) この募集に伴い、応募に要した法人の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

8 選定方法及び審査基準

- (1) 選定方法
ア 審査は本市職員で組織する尼崎市高齢者生きがい就労事業業務委託に係る契約候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、プレゼンテーション審査の内容を総合的（(3)審査基準

に基づき)に評価し、契約候補者とする。

イ 地域経済活性化の観点から、市内業者(尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者)及び準市内業者(尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者)、並びに、事業実施に際して市内在住者の雇用を行う提案があった場合は、本市が定める割合で一定の加点を行う。(企画提案申込書において、申告を行うこと。)

ウ 審査の結果、最も評価点数の高かった応募者を契約候補者として選定する。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ プレゼンテーション実施後、本市が必要と認めたときは、企画提案書等応募書類の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

ア 実施場所及び日時

令和7年3月10日(月)に実施予定とし、場所等も含めた詳細は改めて電子メールにて通知する。

イ 実施時間

1者につき40分程度で、応募者から20分の説明実施後、20分程度の質疑応答を実施予定。

ウ プレゼンテーションの方法

事前に提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

エ 出席者

プレゼンテーション会場への入室は5人以内とする。

オ その他

プレゼンテーションにおける当日説明及び質疑応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(3) 審査基準

別紙2に基づいて審査を行う。

(4) 審査結果

ア 電子メールにて通知する。

イ 選定した者の名称等は、本市のホームページ上で公開する。

ウ 審査経過については公表しない。

エ 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。なお、業務の資質確保のため、選定において最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする場合がある。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

- イ 契約締結時までに上記3の応募資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約締結時までに上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
 - (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、既に提出している見積書の金額を基に提出することとする。
 - (5) 契約にあたっては尼崎市契約規則第31条に定める所定の契約保証金を納めなければならないものとする。ただし、同規則第32条に該当する場合は、これを免除する。

10 人権尊重の取組の推進

応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号（北館3階）
尼崎市福祉局福祉部高齢介護課
担当：竹中、田中(佑)
TEL：06-6489-6356 FAX：06-6489-6528
電子メール：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

以上